

墨田区地域プラザ条例を公布する。

平成24年9月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第48号

墨田区地域プラザ条例

(設置)

第1条 協治（ガバナンス）を担う区民等が地域における交流及びコミュニティ活動を行う拠点とするため、墨田区地域プラザ（以下「地域プラザ」という。）を次の表のとおり設置する。

名 称	位 置
八広地域プラザ	東京都墨田区八広四丁目35番17号

(事業)

第2条 地域プラザでは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

地域におけるコミュニティ活動等の場の提供

地域におけるコミュニティ活動の促進並びに地域団体の交流に資する催し及び文化事業

地域における健康増進等に資する事業

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(施設及び利用時間)

第3条 地域プラザに設ける施設及びその利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者（第15条第1項の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 地域プラザの休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の手続)

第5条 地域プラザの施設及び付帯設備（別表第3に掲げるものに限る。以下「有料施設等」という。）を利用しようとする者は、区長が別に定める場合を除き、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する利用の承認に際し、管理上必要な条件を付すこと

ができる。

(利用の不承認)

第6条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、有料施設等の利用の承認をしないものとする。

公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

営利を目的とするとき。

地域プラザの施設及び付帯設備(以下「施設等」という。)を毀損するおそれがあるとき。

前3号に掲げるもののほか、地域プラザの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 有料施設等の利用の承認を受けた者は、当該利用承認の際に利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第9条 既に納めた利用料金は、規則で定める場合を除き、返還しない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 有料施設等の利用の承認を受けた者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第11条 施設等を利用する者(以下「利用者」という。)は、施設等に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

利用の目的又は利用の承認の条件に違反したとき。

この条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示に違反したとき。

災害その他の事故により施設等を利用することができなくなったとき。

不正又は偽りの行為により利用の承認を受けたとき。

前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、利用に際し、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するものに、地域プラザの業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

管理運営に関すること。

利用に関すること。

施設等の維持管理(軽微な修繕工事を含む。以下同じ。)に関すること。

施設の環境整備に関すること。

2 前項に定めるもののほか、区長は、必要と認める業務又は事務を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手續)

第16条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、業務計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次のいずれにも該当すると認めたものを指定管理者として指定するものとする。

地域プラザの管理に当たり、サービスの向上が図られるものであること。

業務計画書の内容が、地域プラザの効用を最大限に発揮することができるものであるとともに、その効率的な運営が図られるものであること。

業務計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(指定管理者の指定の取消し等)

第17条 区長は、指定管理者が次のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

第19条各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 区長は、指定管理者を指定し、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、地域プラザの管理の業務を行わなければならない。

この条例、この条例に基づく規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

利用者に対して適正なサービスの提供を行うこと。

施設等の維持管理を適切に行うこと。

(業務報告書の提出等)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後区長が定める日までに、地域プラザの管理の業務に関し、次に掲げる事項を記載した業務報告書を区長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、区長が定める日までに、当該年度の初日から当該処分を受けた日までの間の業務報告書を提出しなければならない。

管理の実施状況及び利用状況

管理に係る経費の収支状況

前2号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして区長が定める事項

2 区長は、必要があると認めるときは、地域プラザの管理の実施状況等について、指定管理者に報告を求めることができる。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び指定管理者の従業員で地域プラザの管理の業務に従事しているものは、地域プラザの管理の業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、墨田区個人情報保護条例(平成2年墨田区条例第19号)の規定を遵守しなければならない。

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命じられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第23条 指定管理者は、管理の業務により施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長が、指定管理者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、施行日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

別表第 1

名 称	施 設		利 用 時 間
八広地域 プラザ	本館	大会議室、中会議室、楽屋、相談室、工作室、調理室、多目的ホール、音楽スタジオ、和室、カフェコーナー、自習・図書コーナー及び地域交流室	午前 9 時から午後 9 時まで
	屋内運動場	体育館及びトレーニング室	
	多目的運動場		午前 9 時から午後 8 時まで
	外部コミュニティゾーン	芝生広場、遊具広場及び緑道	午前 9 時から午後 9 時まで
	その他区長が必要と認める施設		

別表第 2

名 称	休 館 日
八広地域プラザ	1月1日から同月3日まで 12月29日から同月31日まで 指定管理者が区長の承認を得て定める日（1月につき1日）

付記 第3号の規定は、外部コミュニティゾーンについては、適用しない。

別表第 3

1 八広地域プラザ

本館

区 分	利 用 料 金		
	午 前	午 後	夜 間
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで	午後 5 時 3 0 分から午後 9 時まで
大 会 議 室	2,400円	3,100円	3,100円

中 会 議 室	1,700円	2,200円	2,200円
楽 屋	700円	700円	700円
相 談 室	400円	500円	500円
工 作 室	1,300円	1,500円	1,500円
調 理 室	2,000円	2,400円	2,400円
多 目 的 ホール	3,400円	4,100円	4,100円
音 楽 スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円
付 帯 設 備	1件、1回につき 1,000円		

付記

- 次に掲げる時間を「午前」、「午後」又は「夜間」の区分に加えて利用承認時間とすることができる。この場合の「午前」、「午後」又は「夜間」の利用料金の額は、当該加える時間の区分に応じ次に定める額をそれぞれ加えた額とする。

午前8時から午前9時まで 「午前」の利用料金の額の3割相当額

正午から午後1時まで 「午後」の利用料金の額の3割相当額

午後4時30分から午後5時30分まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額

午後9時から午後10時まで 「夜間」の利用料金の額の3割相当額

- 「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き利用する場合の中間時間については、1の加算額を徴収しない。

屋内運動場

区 分	利 用 料 金	
	午前9時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
体 育 館	1時間につき 220円	1時間につき 380円
トレーニング室	1回2時間以内 220円	

多目的運動場

区 分	利 用 料 金	
	平 日	土曜日・日曜日・休日

全 面 利 用	フットサル 利 用	1時間につき 4,000円	1時間につき 5,000円
	フットサル 利 用 以 外	1時間につき 1,400円	1時間につき 1,800円
半 面 利 用		1時間につき 700円	1時間につき 900円
付 帯 設 備	夜 間 照 明	1時間につき 400円	
	そ の 他	1件、1回につき 1,000円	

付記 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。